

第69条(合併による許可営業者の地位の承継の届出)

法第56条第2項の規定により合併による許可営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書をその施設の営業所所在地を管轄する都道府県知事等に提出をしなければならない。

一 地位を承継する法人の名称(ふりがなを付す。)、所在地及び代表者の氏名(ふりがなを付す。)

二 合併により消滅した法人の名称(ふりがなを付す。)、所在地及び代表者の氏名(ふりがなを付す。)

三 合併の年月日

四 施設の許可番号及び当該許可を受けた年月日

② 前項の届出書には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付しなければならない。